

会議録

会議名	令和5年度(2023年度) 第4回八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	
日時	令和5年(2023年)11月10日(金) 午後3時30分～5時00分	
場所	八王子市役所 801会議室	
出席者氏名	委員	師岡章会長、松丸渉副会長、石井淳委員、石田健太郎委員、井上竜太委員、串田和士委員、久保井奈美委員、小寺明子委員、櫻井励造委員、高倉裕香委員、高橋香里委員、内藤トシ枝委員、前原教久委員、町田利恵委員、森田亮委員(会長、副会長、以下五十音順)
	説明者	設楽恵子ども家庭部長、松本美保子ども福祉課長、山田光子子どもの教育・保育推進課長、堀川悟保育幼稚園課長、坂野優一子育て支援課長、小俣英一青少年若者課長、小池明子子ども家庭支援センター館長、大澤吉隆大横保健福祉センター館長、倉田直子放課後児童支援課長
	事務局	三浦哲史主査、小野渉主査、秋元政人主査、橋野瑛梨主任、矢部越理主任
欠席者氏名	岩本ゆりな委員、早乙女進一委員、高橋雅美委員	
議題	報告事項 (1)高校生等医療費助成制度における所得制限撤廃に向けた意見等の概要と市の考え方について (2)乳幼児期の教育・保育方針の策定に向けた審議状況の報告について (3)子ども・若者育成支援センター(旧児童館)の設置について 議題 (1)八王子市子ども・若者育成支援計画の改定に向けて	
公開・非公開の別	公開	
傍聴人の数	0人	
配付資料名	別紙のとおり	
会議の内容	別紙のとおり	

配付資料

- 資料1 高校生等医療費助成制度における所得制限撤廃に向けた意見等の概要と市の考え方について
- 資料2-1 子ども・若者育成支援センター(旧児童館)について
- 資料2-2 子ども・若者育成支援センターの「若者育成支援」と「アウトリーチ育成支援」について
- 資料3 子ども・若者育成支援計画の改定に向けて
- 資料4 こども基本法の概要・こども大綱案(中間整理)
- 資料5-1 地域で支える子どもたちの未来
- 資料5-2 中小企業の魅力体験イベント
- 資料6 分科会開催日程

【松本子どものしあわせ課長】

ただいまから令和5年度第4回八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催します。本日は委員18名中、15名出席で開催要件を満たしております。(配付資料の確認)ここからは司会進行を師岡会長にお願いします。

【師岡会長】

では皆さんこんにちは。それでは本日の案件に移ります。まず報告事項1点目、高校生等医療費助成制度における所得制限撤廃に向けた検討の概要と市の考え方についてです。では市から説明をお願いします。

【坂野子育て支援課長】

子育て支援課長の坂野です。それでは資料1に基づきまして報告させていただきます。(資料1については時限非公開のため、議事要旨なし。) いただきましたご意見を踏まえながら、実施に向けた手続きを進めていきます。説明は以上です。

【師岡会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、質問・意見等ありますでしょうか。ご了承いただけたということで、次に進みたいと思います。報告事項2点目は乳幼児期の教育・保育方針の策定に向けた審議状況の報告についてです。では、市から説明をお願いします。

【山田子どもの教育・保育推進課長】

子どもの教育・保育推進課長山田です。前回の分科会で議題となりました乳幼児期の教育・保育方針を策定するに当たり、認可部会をこれまで3回開催し、審議していただいております。認可部会における審議の進捗状況について、石田部会長からご報告をお願いします。

【石田委員(認可部会長)】

それでは私から報告させていただきます。乳幼児期の教育・保育を取り巻く環境については、非常に大きく変化しております。その重要性については国内外に限らず、多くの議論がされているところです。現在行っている審議では、八王子市における今後の大きな政策の方向性の転換点となるような、とても重要な内容であると思っております。それぞれ教育・保育の現状を踏まえながら、量や質の視点から、それぞれ委員の皆様からご意見をいただいております。その中では、市への質疑だけでなく、委員同士の議論などもございましたが、それぞれ要点だけお伝えさせていただきます。

量の視点としましては、まず、市域における教育・保育のニーズ量等、供給量に関する現状の確認、それから年度内の定員充足状況の変化の状況、あるいは将来人口を踏まえた2030年、2040年の見込みも踏まえながら共有させていただいているところです。また、小・中学校の再編状況も踏まえつつ、地域福祉の視点であるとか、防災拠点としての保育所等の役割についての議論を行っているところです。それを踏まえながら、生活圈域の子どもたちの暮らしの範囲も踏まえた保育の選択の保障、こういったものを議論してきているところです。

また、将来的には民間事業者の存続にも関わる問題としまして、公私の責任であるとか、あるいは役割分担についても改めてご意見を頂戴しているところです。公として市が実施すべきこと、あるいは公でなければ実施しにくいことなど様々に論点があります。例えば、医療的ケア児に関するであるとか、あるいは療育の提供、それから24時間保育など、様々な論点が発信されたものと思います。これについて市としての公的な責任をいか実施していくのか、あるいは民間の事業者との協働をいかに推進していくのか、ということが議論されています。

また、質の視点ではございますが、こちらの方では医療や介護分野における評価の視点であるとか、あるいは国の政策評価のあり方も踏まえまして、八王子市で育つすべての子どもの教育・保育の質をいかに保障していくのか、それぞれの法人の独自性や強みを生かしつつ、いかに保障していくのかの議論を行ってきたところです。現在の第三者評価が子どもの視点ではなく、親の視点だけであったり、あるいは私的な消費財としてのサービス、こういったものの提供によりがちである点を踏まえ、保育所等の自己評価や日頃の保育そのものの視点、例えば保護者や近隣住民の皆様あるいは、事業者相互を対象とした公開保育の実施等によって、それぞれの強みや良さを認め合いながら学び合う中で、子どもの育ちをより良いものとしていくような、質を保障していく取り組みもありうるのではないかと、といったことを議論しているところです。

また、教育・保育の質を確保するためには、遊びに従事する人材の質と量の確保が課題であることも議論されています。子ども1人1人に寄り添い、その発育発達や療育教育これらを提供するための時間、ノンコンタクトタイム、保育に直接関わらないような時間も、職員研修であるとか、事務負担であるとか、様々なものを含めた時間の確保、週11時間×6日ということで66時間開所をいかに支えていくのかというような部分についても議論しています。

その他、心理や看護あるいは理学、作業療法など専門性を備えた人材の活用あるいは連携等、国の配置基準の改定動向にも合わせながら、市としてどのような人材をどのように配置すべきかの議論を行っています。

これから複数回認可部会を開催し、議論を深めつつ、来年まとめていく予定です。事業者に向けたアンケート調査、今後の供給等について、あるいは事業の展開の展望について調査する予定です。分科会で行うニーズ調査の結果ともあわせて、しっかりとした議論を行ってまいりたいと思います。2030年、2040年、2050年の人口構造であるとか、社会経済状況も見据えた国の動向も踏まえつつ、市に育つ全ての子どもとその家庭のウェルビーイング、良い暮らし幸せな暮らしを実現できるよう、市の乳幼児期の教育・保育施設に関する方針について取りまとめてまいりたいと思います。認可部会以外の委員の皆さまからの意見も、私や事務局宛に頂戴できればと思っております。私からは以上ですが、認可部会にご出席いただいている委員の方からも補足があればお話しください。

【師岡会長】

ありがとうございます。認可部会の委員の方、何か補足ございますか。よろしいですか。市の説明並びに石田部会長からのご説明について、ご質問ご意見等ございましたら頂戴したいと思います。ありがとうございます。

【石田委員(認可部会長)】

補足で、本日お配りするべきでしたが、認可部会の議事録を公開しております。議論の状況に

つきまして、3 回議論しております。要点筆記になっておりますが、市のホームページからお読みいただけますので、あわせて参照願います。

【師岡会長】

ありがとうございます。議事録も公開されているとのことですので、そちらの方もお目通しいただいて、また気がついたことがあれば、市なり会長にもお伝えいただければと思います。

では続いて報告事項の 3 点目、子ども・若者育成支援センター(旧児童館)の設置についてです。市側の方を説明お願いします。

【小俣青少年若者課長】

青少年若者課長の小俣です。それでは資料に基づきまして、子ども・若者育成支援センター(旧児童館)について、ご説明いたします。資料 2-1 をお願いいたします。表紙をめくりいただきまして、2 ページ目。以前に児童館条例の改正についてご意見をたまわったところですが、令和 5 年第 3 回の市議会定例会におきまして、条例改正が成立しております。それを受けまして 11 月 1 日から変更を進めております。11 月からは児童館の機能を見直し、子ども家庭支援センターなどの連携強化を図り、さらなる切れ目ない支援の充実に向けて進めてまいります。資料の 3 ページ目です。条例等の主な改正点です。まず、施設名称を児童館から子ども・若者育成支援センターに改めました。例えば「中野児童館」は「中野子ども・若者育成支援センター」というように各館の名称が変わっております。また、目的および事業に子ども・若者育成支援推進法第 13 条に規定される拠点としての機能の要素を追加しました。一つ目としましては、学校などへのアウトリーチによる育成支援の強化。二つ目としましては、支援対象に 18 歳以降の若者を追加したことです。本市のセンターにつきましても、他の自治体等で設置されている子ども・若者総合相談センターとは、異なる新しい形で、児童館の良さをベースに他の機関の支援を補っていき、ないしは他の支援機関から見て、このセンターを支援のツールとして使っていただく、そういったことを念頭に置いた取り組みを進めていきたいと考えております。

4 ページ目。今回の名称等の変更に合わせて、開館時間を 10 時 15 分から 19 時までのものを 10 時から 18 時 30 分に変更し、閉館時刻を早くしております。ただし小学生につきましては、夏期は 17 時 30 分まで、冬期は 17 時までで変更ありません。また月 1 回第 4 日曜日に開館しておりましたが、これを廃止し、平日の対応を厚くするとともに、週末の行事開催に向けた人員を確保できるように改めております。

続いて 5 ページ目。11 月 1 日からの一連の変更点を表にまとめたものです。

6 ページ目です。11 月中旬から 12 月上旬に施設の愛称を公募いたします。子ども・若者育成支援センターという名称、少し長い名称にはなっております。すでに名称を一緒に考えていただく子ども・若者を公募しております。また 11 月 15 日からは愛称について広くウェブ等で募集をしていくつもりです。これについては広報はちおうじ 11 月 15 日号に掲載する予定です。

続きまして 7 ページと 8 ページです。こちらはセンターの活用方法などです。

もう 1 枚の資料 2-2 をお願いいたします。一点目としましては支援の必要な 18 歳から 29 歳への対応についてです。こちらについては、新しいセンターの利用者もしくは関わってきた方が 18 歳に到達して、引き続き支援の必要がある方につきまして対応できるように支援を広げるものです。また、新たに 18 歳以上の方との関わりが出てくる可能性がございます。こちらにつきましても

は、若者総合相談センターと連携を取って、若者総合相談センターの出先機関というような形で丁寧につないでいければと思っています。なお、18歳以降の方については、いずれの場合であっても、子どもたちが活動する児童館への自由来館はお断りをさせていただきます。支援のための面談等については、予約をした上での対応考えております。

若者に対する2点目、活動を支援する18歳から29歳までの対応についてです。地域のボランティアや地域参画、また既に実施しております高校生によるまちづくり提案発表会、子どもミライ会議のスタッフなど、実際に活動してみたい、地域と関わってみたい若者たちの活動を引き続き応援し、若者と地域とのマッチングにも関わっていきたくて考えております。多少話がそれますが、子どもミライ会議につきましては、この子ども・若者育成支援センターに名を改めて、初めて開催した大きなイベントで、11月5日の日本遺産フェスティバルの中で、開催いたしました。その模様について、日本テレビに取材をしていただきました。明日(11月11日)の午後5時から、「news every Saturday」という報道番組の中で三、四分程度、ご紹介いただける予定になっております。

続きまして資料2-2の中ほど、アウトリーチ育成支援についてです。こちらが特に重要な部分で、これまでも児童館では「児童館ソーシャルワーク」として、子どもたちの見守りですとか、体験活動を提供しながら、健全育成を応援してきたわけです。こういった活動を、センターに来られない子どもも、他の関係機関と協力することで提供できたらというようなことを考えております。

最初の丸印です。基本的に量的な部分ですが、右に職員の人数表がありますけれども、一度に対応できる人員数というのは限りがありますので、まずは3名から4名程度の範囲の中でモデルを作っていければと思っています。

2点目。新しくセンターになりましても、単独で家庭訪問というのは基本的に考えておりません。子ども家庭支援センターのケースワーカーや教育委員会のスクールソーシャルワーカーの先生方の支援の中で、私どもの職員をツールとして活用したいというような、要請を受け、子どもたちに関わっていくというようなスタンスでまいりたいと思っています。

3点目。必要があれば、また本人や保護者の同意を得た上で、ケースワーカーなどとともに家庭へ同行訪問をしていくといったことも想定しております。不登校の子どもへの対応について、教育委員会と現在調整しているのは、学校の先生方やスクールソーシャルワーカーの先生方が、児童・生徒の状況やタイプによって、児童館的な関わりが役立つというような場面のときに、連絡をいただいて共に関わっていく、まずこういったところから始めていきたくて考えております。

実践実例をこれから関係者とともに作っていくというような状況ですので、委員の皆さまから引き続きご助言等をいただけたらと思います。説明は以上です。

【師岡会長】

ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問、ご意見頂戴したいと思います。いかがですか。

【松丸副会長】

こちらの今ご説明いただいたモデルですが、学校現場としてはとてもありがたいと思っています。これは11月1日から、今年度中にどんどん進んでいくのか、もしくはまだいろいろな意見を聞いて話し合いをして進んでいく形になっていくのか、見通しを教えてくださいたいです。

【小俣青少年若者課長】

現在、教育委員会の先生方と調整している中では、まずは二つ、三つモデルを作ってみて、その上で広く学校側に発信をしていった方が良いのではないかと状況です。こういったパターンのときに、児童館的な関わり方が効果的であるのか、そういったところを指導主事の先生であったり、スクールソーシャルワーカーの先生であったり、また担任の先生方とともに、いくつかモデルを作った上で、手応えを見て、取組を進めていければと考えております。

【松丸副会長】

校長会や各校長経由ではなく、関わっている方からの個別な案件が下りてきて、それをやってみて、広めていくという形で受け止めてよろしいでしょうか。

【小俣青少年若者課長】

各学校に周知するためのタイミングについては、教育委員会の先生方と調整中ですが、校長会で説明する予定です。

【師岡会長】

他はいかがでしょうか。

【石田委員】

こども家庭庁から、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターとの統合の中で、また新しいモデルとして「こども家庭センター」ができると思います。今回、児童館を子ども・若者育成支援センターにし、また新しい名称になるわけで、支援対象についても連携が必要になってくると思うのですが、今後どうやって進めていくのか伺えればと思っております。日野市が若者を入れずに、こども包括支援センターになっているので、行政的には区分けができると思うのですが、市民目線で見たと、どうやって進めていくのか教えていただければと思います。

【小俣青少年若者課長】

子ども家庭支援センターと保健福祉センターの連携強化の動きが、市でもすでに動き出しております。最終的に市内を3圏域という形で、母子保健と児童福祉がタッグを組んでいき、まずそこが軸になります。子ども・若者育成支援センターは、他の支援機関のサポート役といいますか、ツールとして支援機関同士の支援のすき間を埋めてくような役割を果たせればと思っております。確かに似たような名称のものが複数出てきますと、わかりづらいというところあるかと思っております。先ほども申し上げましたが、今後、愛称を決めて、子どもや若者に関わっていくサポーター的な存在、そういった拠点として、覚えやすく親しみやすい愛称を付け、来年の4月から発信していきたいと考えております。

【師岡会長】

よろしいですか。補足がありますか。

【小池子ども家庭支援センター館長】

青少年若者課長から説明がありましたところで少し補足を。こども家庭センターについては、母子保健との連携体制を強化するため、この8月に子ども家庭支援センターみなみ野が移転し、次に東浅川保健福祉センターに子ども家庭支援センター館と元八王子が移っていく予定です。国からは、令和9年度までには全自治体で「こども家庭センター」の整備をしていく方向での動きが示されており、現在本市においても、ハード面に加え、中身である支援の仕組み等について保健福祉センターと一体になって検討を進めているところです。そこに合わせて、新たに若者世代の支援についても、切れ目なく支援につなげていくというイメージで進めているところです。

【石田委員】

認可部会の議論の中でも関わってくるところで、子どもソーシャルワーカー等、引き続きご協力と情報提供いただきながら進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

【師岡会長】

他はいかがでしょうか。

【串田委員】

子ども・若者育成支援センターの職員は増員するのでしょうか。

【小俣青少年若者課長】

11月のセンター化に向け、会計年度任用職員を全体で定数を5名増やし、体制強化をしつつ、旧子ども家庭支援センターみなみ野の中に、全体の企画調整をしていく統括担当という新しいチームを設置しています。このように人員増と業務の効率化を同時に進めているところです。

【串田委員】

児童館で今まで行っていた業務は、その増員によって維持できるのでしょうか。

【小俣青少年若者課長】

そうですね、各施設の運営に支障をきたさない形で運営はしていくつもりです。複数の施設の職員が一つのグループとして、いくつかの施設を運営していくという形をとっております。いずれにしても、利用している子どもたちにとって、質が下がるとか、不都合が出るとかそういったことはありません。

【串田委員】

ありがとうございます。増員した職員でアウトリーチの支援を行っていくということですが、スクールソーシャルワーカーなどに同行した後の対応はセンターの方で対応するのでしょうか。

【小俣青少年若者課長】

アウトリーチに関しては、元々の児童館職員が行います。今までの児童館業務をやる時間帯もあれば、アウトリーチで子どもに関わる時間帯もあるといった形を考えております。現時点では、

学校や子ども家庭支援センターから見て、子ども・若者育成支援センターをひとつの支援ツールとして活用いただくという形です。

【申田委員】

不登校の子どもがいる場合に、子ども・若者育成支援センターの職員は、どのようなことをされるのでしょうか

【小俣青少年若者課長】

そうですね。そのあたりはケースバイケースで、実際どういう場面でどのような形でお役に立てるのか、というのを見ていかなければいけないと思っています。関係の職員、先生方とのやり取りの中で一つイメージをしているのは、学校内での不登校児童・生徒への別室対応。この場に出向いて、遊びを通じた関わり、そういった役割を提供するという事も考えております。また、子ども家庭支援センターのケースワーカーやスクールソーシャルワーカーの方と家庭訪問するような場面では、ケースワーカーなどが保護者と面談をしている間、自宅で子どもと職員が関わって、コミュニケーションをとるといったようなシーンでも使えるのではないかと話も出ています。

【申田委員】

同行支援後は、どのように関わっていくのでしょうか。

【小俣青少年若者課長】

例えば支援の一環として、センター施設を使っていたということもあるでしょうし、いずれにしても、学校等における登校支援の支援方針に沿った形でツールとして使っていただけたらと思っております。

【設楽子ども家庭部長】

子ども家庭部長の設楽でございます。ここまでの説明で、不登校対策を子ども・若者育成支援センターが、解決まですべて行うというイメージを持ってしまったかもしれないですが、元々児童館では、小学生が放課後に通ってくるだけでなく、現在も中高生の利用が多くあります。学校でうまく話せない、家庭でもうまく話せない、そういった子どもたちが児童館に来て、先生や児童館に来る友だちとなら話しができる、という状況があります。今までは18歳という年齢で児童館での支援が終わってしまう、地域によっては児童館がないとか、児童館側も近隣の学校とは関係が持てていなかったため、ここで全地域をカバーする子ども・若者育成支援センターとして位置付けていきます。児童館職員は、子どもたちの心引き出すノウハウを持っていますので、できるだけ学校とも関わりを持って不登校対策、子どもが安心して過ごせる居場所であったり、相談相手だったりというところを生かし、新たな機能を持たせるということをしかりと明文化していくという意味もあります。児童館が地域の支援機関のひとつとしてどこまで関わりを持っていけるのか、学校との連携も手探りの中で、模索しながら進めていけたらと思っております。

【師岡会長】

よろしいですか。はい。他にはいかがでしょうか。

【櫻井委員】

今のお話しは、先日、教育委員会の定例会でもお話しがありました不登校総合対策プランの中で進められる一つの機能として、今後推進していくという理解でよろしいですか。

【小俣青少年若者課長】

はい。

【師岡会長】

他にございますか。

【小寺委員】

先ほども家庭部長から、児童館でしか話せないお子さんもいるとお話しがありました。例えばそういった子どもに児童虐待の通告があって、子ども家庭支援センターで話を聞きましょうとなってしまうと、お子さんは「児童館でなら話せるのに」ということもあると思うのですが、そういう場合に、子どもと子ども家庭支援センターをつなげる役割、アウトリーチを行うということも想定されているのでしょうか。

【小俣青少年若者課長】

児童館の職員が子どもたちと関わっている中で、虐待の兆候をキャッチしたときは、これまでも、また今後も子ども家庭支援センターに通告をして、いっしょに関わっていくことを進めていきたいと思っています。

【師岡会長】

よろしいですか。他にございますか。最後に私からもひとつ、このリニューアルについては、国の動きにも呼応したものとして捉えています。ただ実際、児童館という施設がなくなるという形に見えることが心配だと思っています。それだけにやはり、愛称をどうやって付けていくのか、というのは非常に重要になる。小学生だと当たり前で児童館という言葉が普及し、そしてそれが学童などにつながっていない子どもたちの居場所になっていたり、また未就園の親子の居場所としても浸透している。児童館というのは、やはり児童厚生施設です。それが若者支援に入っていくと、困難さを抱えている子どもや若者をサポートしていくところにシフトしがちになります。もちろんその重要性は認めています。それだけではなく、今までの児童館を正に居場所として使っていた子どもや保護者が利用しにくくなるのは、逆効果になってしまう。それは避けなければいけないと思うので、愛称をどうネーミングしていくのか、そして愛称が良い意味で1人歩きして、施設周辺の保護者にも当たり前で親しまれる、そういう名称であることが重要であり、しっかりと確保していかないとはいけません。その辺を念頭に置きながら、ネーミングを考えていただければと思います。

【小俣青少年若者課長】

ありがとうございます。これまでの児童館のイメージが、新たな機能から来るイメージに引っ張

られ過ぎては、結局何だかよくわからないということはあるかもしれませんが、あくまで児童館の良さ、これはしっかり生かしつつ、届かなかったところに手を広げていければと考えております。愛称については、今月の半ばからアイデアを募集していきますし、児童館を利用する子どもたちからも募集していきます。いただいたアイデアは、子ども・若者を集めた選定会議で一緒に絞り込みをして、その上で決めていきたいと考えております。

【師岡会長】

よろしくお願ひいたします。では3点目の報告に関してよろしいでしょうか。では次の議題に移ります。子ども・若者育成支援計画の改定に向けてということで、説明をお願ひいたします。

【松本子どものしあわせ課長】

子ども・若者育成支援計画の新たな計画を令和7年度から開始させていただくため、本日は現行計画が策定された当時の計画の位置付けや、それから5年が経過して、大きく変化した社会情勢や国の方針などの概要をお話します。それを踏まえて、次期計画の改定に向けた考え方と進め方、スケジュールについてお話させていただきたいと思ひます。

【小野子どものしあわせ課主査】

では事務局から資料3に基づき説明いたします。まず、毎年点検評価をしていただひている現行の子ども・若者育成支援計画について、改めて説明いたします。

(1)子ども・若者育成支援計画の概要、計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間です。計画の法的な位置付けとしては、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画となっております。加えて包含する計画といたしまして、市町村子ども・若者計画、市町村子ども子育て支援事業計画、ひとり親家庭自立促進計画、母子保健計画、市町村子どもの貧困対策計画、これらを合わせた総合的な計画としての位置付けられているのが、八王子市子ども・若者育成支援計画です。計画の対象は18歳未満の子どもと義務教育終了後から30歳未満の若者、ただし就労支援については40歳未満までを対象、それから妊婦とその家庭です。計画の体系は、5つの基本方針に基づき、21の基本施策62の施策となっております。計画の推進については21の基本施策の進捗状況について、毎年点検評価を行い、その内容を公表するとしていひます。八王子市の中での位置付けです。市の最上位計画であります「八王子ビジョン2022」、今年から「八王子未来デザイン2040」に変わりましたが、これと地域福祉計画、これも現在改定中であり、この計画の下位計画としての位置付けとなっております。

(2)包含する計画と法律の関係です。先ほどお話ししたとおり、子ども・若者育成支援計画は、様々な計画で構成されており、その計画に対する国の法律や東京都の計画をその図の中に表しています。

2 社会情勢の変化や市の取り組みです。現行計画が開始された令和2年度から令和5年度までの間に起きた社会情勢の変化や課題、法律の改正、市が新たに取り組んできたことなどをまとめておひます。スペースの関係上、すべての事項を載せきれないため一例と捉えていただければと思ひます。まず社会情勢の変化による課題としましては新型コロナウイルスの感染拡大、人口減少・少子化のさらに進展、DXの推進・マイナンバーカードの活用、ヤングケアラーへの支援、不登校児の増加です。その他、成年年齢の引き下げなども行われています。次に新たな法律や国・

都の制度変更などについてです。こども基本法の施行・こども家庭庁の補足、児童福祉法の改正、こども未来戦略方針の策定(児童手当の拡充、保育士の配置基準の変更、経済的支援など)、チルドレンファーストの社会の実現に向けた子ども政策強化の方針(子どもの意見聴取、保育や教育の量と質の向上、遊びの推進など)、第二子以降の0~2歳児の保育料無償化です。最後に八王子市の状況や取り組みについてまとめています。八王子未来デザイン2040の策定、出産子育て応援交付金事業の開始(保健師などによる伴走支援と妊娠時に5万円出産後に5万円の経済的支援)、高校生世代等への医療費助成、子どもの生活実態調査の実施、多摩地域で初となる幼児教育・保育センターの設置、こども家庭センターの設置検討、子ども・若者育成支援センターの配置です。以上が現行計画中の社会情勢の変化、法律の改正、市の取り組みでございました。

次に移りまして、次期計画の改定に向けた考え方です。少し大きな視点にはなりますが、事務局の考えをまとめてあります。引き続き子ども・若者に関する総合的な計画と位置付ける、子ども・若者が社会に参画する機会の充実、新たにスタートした八王子未来ビジョン2040や現在改定中の地域福祉計画との連携・連動、こども基本法に定める市町村こども計画を新たに包含する、八王子版ネウボラを初めとした切れ目ない支援体制の充実、虐待・貧困・不登校・ヤングケアラーなど困難な状況にある子ども・若者の支援、以上が計画の改定に向けた考え方でございます。

次に進みまして、計画改定のスケジュール案です。ここからは分科会や委員の皆様をお願いしたいことです。(1)策定および市民参加のイメージです。市では庁内検討会を立ち上げまして、具体的な政策の検討や素案の作成に取り組んでいきたいと考えております。社会福祉審議会児童福祉専門分科会では、次の計画の重点政策の検討、素案の案の審議などをしていただきたいと考えております。市民参加としては、子どもミライ会議などの子どもたちの意見の反映、子ども・若者・子育て世帯へのニーズ調査、子ども・若者等の意見交換、こういったものを考えております。最終的にはパブリックコメントを実施しながら、次の子ども・若者育成支援計画の策定をしていきます。

次のページに行きましてスケジュール案です。児童福祉専門分科会の動きと市の動きを、今年の11月から来年度の2月まで表しています。児童福祉専門分科会の動きとしましては、本日から改定の検討を開始し、次回1月の会議で策定方針(案)の審議、2月にその策定方針を決定いたしました。3月には次の計画の重点施策を検討、来年度に入って委員の改選があり、毎年度行っている点検評価を上半期にやりつつ、並行作業になりますが、引き続き重点政策の検討、夏頃にはその答申案の検討をしていきたいと考えております。10月には分科会から次期計画に対する答申をいただき、市で素案を決定して、2月にパブコメを実施しながら、最終的には3月に次の計画を決定していくというのが大きな流れになります。私からの説明は以上です。

【師岡会長】

ありがとうございます。ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見、ございますか。今後の計画改定の基本方針を提示していただいたと思いますので、そういったことを踏まえて、ご質問なりご意見いただければと思いますが、いかがですか。

【内藤委員】

資料 4 ページの八王子市の状況や取組みで、出産子育て応援交付金事業の開始とありますが、どのような内容でしょうか。

【大澤大横保健福祉センター館長】

母子保健を担当しております大横保健福祉センターの大澤です。出産子育て応援交付金事業につきましては、国が昨年度から始めたもので妊娠時に 5 万円、出産後に 5 万円、合計 10 万円を給付する事業になっております。妊娠時であれば、八王子市においては妊婦面談を行っており、その面談に来ていただいた方を対象といたしまして 5 万円を給付しています。出産後につきましても、八王子市は赤ちゃん訪問事業を実施しており、その面談をした方を対象に 5 万円を給付するといったものになります。

【師岡会長】

よろしいですか。他はいかがでしょう。よろしいですか。

【石井委員】

保育協会の石井です。4 ページ目の社会情勢の変化や市の取組みについて、質問させていただきます。社会情勢の変化による課題で、人口減少と少子化の進展とあります。これは非常に影響が大きいものと考えますけれども、今回の新しい計画の中で、これまでとの計画に比べて、この人口減少やこの少子化の進展っていうのは、どのくらい考慮されたものになるのか教えていただければと思います。

【小野子どものしあわせ課主査】

やはり子どもたちが減っているということに対しては、大変危機感を持っているところです。現行計画の中でも、少子化に対する対応については記載しております。次期計画につきましても、当然取り上げるべき課題であると考えています。少子化についてはこれまで、主に子育て支援の拡充に力を入れてきたと認識しております。ただ、それをやってきた中でも人口減少・少子化は進展しています。そのような中で、そもそも少子化はどういったことが影響して起こっているのか、ということ改めて考え直しているところであり、庁内検討会を立上げ、現状分析や課題抽出に取り組んでいるところです。検討結果を参考に、子ども・若者育成支援計画の中に取り入れられるようなものがあれば入れていきたいと思っています。庁内検討会では、子育ての分野だけで少子化を解決するのは非常に難しいことであり、雇用情勢や経済状況、住宅状況など、子ども分野を超えたところにウエートがあるのではないかと、という意見が出ています。そういうことも含めて、全市的に考えていく必要があると思っています。

また、量の見込みの部分としては、少子化という大きなトレンドを意識しつつ、それに合わせた提供体制を組んでいく必要があると考えています。現在、認可部会で議論していただいておりますので、その結果もふまえて策定してまいります。

【師岡会長】

ありがとうございます。他はいかがでしょう。大丈夫そうですか。

では、私からひとつ。先ほども資料 4、あるいはその前のところでも市として把握されている

様々な法令、列挙していただきました。国がとにかく、子ども・若者絡みで様々な法律を出し、こども家庭庁を立ち上げ、一体どういう方向で子ども・若者にアプローチしようと求めているのか、非常にわかりにくさを感じています。それゆえ次期計画を策定する上でも、一番ベースに置くべき法律は一体何なのか、改めて我々分科会も考えていく必要があります。国の様々な法令をどう読み解いて、この計画に反映させていくのか、すごく大事なポイントになると思います。先ほどの児童館の議論とも絡みますが、子ども・若者の育成支援だけを主軸にすると、様々な困難を抱えてる人を、どう支援するかというところに重点が置かれがちになってしまう。それはもちろん大事なことです。それだけではなく、やはり市としても、少子化対策、あるいは子どもの健全育成、それは教育・保育の質の確保だったり向上だったりもしますが、そういったことをうまく絡めていかないと、名実ともに子ども・若者育成支援計画にはならないと思います。そのあたりをかなりアクロバティックにやっていると、バランスが取れないのだらうと思いますので、今後も市と一緒に考えていきたいと思っています。

【松本子どものしあわせ課長】

ありがとうございます。市町村の努力義務となっているこども計画については、まだ国から策定方針が示されておられません。参考資料として国が作成したこども大綱の案を、中間整理の段階で、あまり具体的なものではありませんが、皆さんにお配りしました。また、現行計画の根拠法である次世代育成支援対策推進法は、令和7年3月に失効してしまいます。この法律が継続するのかわからない状況です。委員皆様や専門家の方たちのご意見をいただきながら、作っていく必要があります。事務局も内容の整理をしてみたいと思いますので、都度ご意見を伺わせていただいて、作っていきたくと思っています。よろしくをお願いします。

【師岡会長】

はい。櫻井委員どうぞ。

【櫻井委員】

現行計画の中に重点施策があると思いますが、どうやって決めているのでしょうか。掲載している施策は、すべて重点施策ではないのかなという思いもあります。

また、先ほど会長からも、計画を新たに改定していくに当たってアクロバティックにやっているとイケないというお話がありました。行政だけで進められる部分もちろんあると思いますが、手が足りないとか予算が足りないといったところ、アイデアの部分も含め、行政だけでなく、民間事業者の力を借りれば、すぐできるといった部分もあると思うので、力を借りられるところは借りて進めていってほしいと思います。

【師岡会長】

ご意見ありがとうございます。この議題はもちろん、継続審議ということになりますので、今日はその方針を伺い、確認したということですのでよろしいでしょうか。櫻井委員がおっしゃった民間活力ということも視野に入れながら、今後より良い八王子市の子ども・若者ための計画改定作業ができるよう、進めてまいりましょう。では、ここで進行の事務局の方にお返しします。

【松本子どものしあわせ課長】

事務局から連絡です。委員の改正に関して、皆様の任期は来年の3月までとなっており、特に団体からの推薦で参加いただいている委員の方につきましては、年明けに団体の代表に推薦依頼をお送りいたします。その際、可能であればぜひ、委員を継続していただきますよう、よろしくお願いいたします。最後に次回の会議ですが、1月12日金曜日午後3時30分からを予定しております。また近くなりましたら事務局から出欠のご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上となります。他になければ、会議を終了いたします。ありがとうございました。

《閉会》